

【診療情報提供書のお願い】

平成 29 年 7 月 14 日

平素当会事業に多大なるご協力とご理解を賜り心より御礼申し上げます。

さて薬剤師による居宅療養管理指導・在宅患者訪問薬剤管理指導において事前に「薬学的管理計画書」を策定することが義務付けられております。患者さんの薬物治療を適切でより有意義なものとするため診療情報提供書の提供をぜひお願い申し上げます。この「薬学的管理計画書」の策定において医師の診療情報提供書は欠かすことのできない情報となりますので担当薬局宛に診療情報提供書のご送付をお願い申し上げます。

書式に規定はございません。

以下の事項の記載をお願いいたします。

- ① 患者氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 病名
- ⑤ 既往歴
- ⑥ 経過
- ⑦ 医学的薬学的注意事項等

一般社団法人 横須賀市薬剤師会

参考：平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知 第二の 6(3)②、平成 18 年 3 月 17 日老計発 0317001 老振発 0317001 老老発 0317001 老健局計画・振興・老人保健課長連名通知 第二の 6(3)②

薬局薬剤師の策定する「薬学的管理指導計画」は処方医から提供された医師・歯科医師の（介護予防）居宅療養管理指導における情報提供等に基づき、又は必要に応じ処方医と相談するとともに、他の医療関係職種（歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等及び（介護予防）訪問看護ステーションの看護師等）との間で情報を共有しながら、利用者の心身の特性及び処方薬剤を踏まえ策定されるものであり、薬剤の管理方法、処方薬剤の副作用、相互作用等を確認した上、実施すべき指導の内容、利用者宅への訪問回数、訪問間隔等を記載する。

策定した薬学的管理指導計画書は、薬剤服用歴の記録に添付する等の方法により保存する。

薬学的管理指導計画は、原則として、利用者の居宅を訪問する前に策定する。

訪問後、必要に応じ新たに得られた利用者の情報を踏まえ計画の見直しを行う。また、必要に応じ見直しを行うほか、処方薬剤の変更があった場合及び多職種から情報提供を受けた場合にも適宜見直しを行う。